

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

環境省環境保健部長

石綿（アスベスト）に係る健康相談の受付等について（依頼）

石綿（アスベスト）に係る健康被害状況について関係企業から相次いで公表されていることを契機として、石綿に対する健康不安が高まっており、内閣官房に設けられた「アスベスト問題に関する関係省庁会議」において「石綿（アスベスト）問題への対応」が取りまとめられた（別添参照）。

これを踏まえ、貴職におかれては、下記のとおり御対応をいただけるよう特段の御配慮をお願いしたい。

なお、本件については、厚生労働省健康局と協議済みである。

記

（１）健康相談の受付

石綿関連事業場の周辺住民の健康不安に対応するため、一般環境を経由した健康に関する問題についても保健所等で相談の受付をお願いする。

（２）情報の収集

健康相談の受付等を通じて得られた職業曝露に起因せず一般環境経由であることが疑われる健康被害に係る情報について適宜取りまとめ、御報告をお願いする。

なお、今後、石綿被害が報告された事業場に関する情報や石綿問題に関する質問応答例集など参考となる情報を順次貴職宛に送付することとしたい。

【連絡先】

環境省環境保健部企画課 永島、目々澤（めめざわ）

電話：03-3581-3351（内線 6316）、03-5521-8252（直通）

FAX：03-3581-3370、電子メール：jun_memezawa@env.go.jp

(お知らせ)

「石綿（アスベスト）についてQ&A」の送付について

平成17年7月15日（金）

総合環境政策局環境保健部企画課

課長 柴垣 泰介（内線6310）

課長補佐 永島 徹也（内線6315）

担当 目々澤 淳（内線6316）

総合環境政策局環境保健部保健業務室

室長 俵木 登美子（内線6320）

室長補佐 近藤 恵美子（内線6322）

担当 中田 勝己（内線6326）

平成17年7月12日付けで、環境省では、各都道府県等に対し「石綿（アスベスト）に係る健康相談の受付等について」を通知しました。これに基づき保健所等が相談を行う際の参考として、「石綿（アスベスト）についてQ&A」を本日各都道府県等に対し送付しました。

また、合わせて、健康相談の受付を行う際の参考として頂くため、経済産業省が本日付けで公表したアスベストによる健康被害の実態調査の結果についても各都道府県等に送付しました。

事務連絡
平成17年7月15日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕地域保健主管部局 御中

環境省環境保健部企画課

「石綿（アスベスト）についてQ&A」等の送付及び
健康相談に係る情報提供の方法について

今般、「石綿（アスベスト）についてQ&A」を別添1のとおり取りまとめましたので、情報提供いたします。また、石綿被害が報告された事業場に関する情報について、経済産業省から別添2のとおり発表がありましたので、併せて情報提供いたします。当該発表に伴い、健康相談が増加することが考えられますので、ご対応方よろしく願いいたします。

また、健康相談の受付等を通じて得られた職業曝露に起因せず一般環境経由であることが疑われる健康被害に係る情報については、「石綿（アスベスト）に係る健康相談の受付等について（依頼）」（平成17年7月12日付け環保企発第050712001号）により御報告をお願いしているところですが、職業曝露や家庭内曝露に起因すると考えられる方以外の方から中皮腫等の罹患について健康相談があった場合には、以下の項目につき、相談を受ける中で差し支えない範囲で聞いていただき、別紙様式に取りまとめの上、以下の送付先あてに直接FAX又は電子メールにて情報提供いただくようお願いいたします。

- ① 年齢
- ② 性別
- ③ 疾病の種類（悪性中皮腫、肺がん）
- ④ 死亡、療養中の別
- ⑤ 職歴
- ⑥ 居住状況、居住歴（経済産業省が発表した事業所との関連、当該事業所以外の石綿曝露の心当たり）

当面、7月末までの相談状況を8月10日までに、8月15日までの相談状況を8月25日までに情報提供いただくようお願いいたします。

なお、本件については、環境主管部局にも送付しておりますので、念のため申し添えます。

【相談状況送付先】

環境省環境保健部企画課保健業務室 中田

電話：03-3581-3351（内線6326）、03-5521-8256（直通）

FAX：03-3503-0412、電子メール：hoken-gyomu@env.go.jp

【その他の問い合わせ先】

環境省環境保健部企画課 目々澤（めめざわ）

電話：03-3581-3351（内線6316）、03-5521-8252（直通）

FAX：03-3581-3370、電子メール：jun_memezawa@env.go.jp

別紙様式

都道府県・市・区名		担当部署・担当者	
TEL	FAX	e-mail	

相談事例	年齢	性別	疾病の種類	死亡・療養中の別	職歴	居住状況		石棉曝露の心あたり	備考
						有無	居住歴等		
1	(記載例) 65	男	中皮腫	H14 死亡	S30～S45 ○○ S45～H14 ××	有	S30 年代以降ずっと ○○市 (○○市××工場付近)		
2	71	女	中皮腫	療養中 (H16 発症)	なし(主婦)	無	S45 頃まで ○○県××市 S45 頃～現在 ○○市	○○県××市の自宅 付近に大きな工場 (業種不明)があった。	

(記入上の注意)

1. 「年齢」の欄は、死亡されている場合には死亡時の年齢を、療養中の場合には現年齢を記載してください。
2. 「有無」の欄は、経済産業省が発表した事業所近隣での居住歴がある場合には「有」、それ以外の場合には「無」を記載してください。
3. 「居住歴等」の欄は、主として昭和30年代から50年代の居住地について、市区名及び居住年代を記載してください。経済産業省が発表した事業所が近隣にあった場合には、その事業所名も記載してください。
4. 「石棉曝露の心あたり」の欄は、相談者からの聞き取り内容から、石棉曝露に関する情報をできるだけ記載してください。
5. 健康相談を受ける中で差し支えない範囲で聞いていただき、確認できない事項については空欄で結構です。

平成17年7月15日

石綿（アスベスト）についてQ & A

【はじめに】

石綿（アスベスト）に係る健康相談については、尼崎保健所が作成したものを基本として質問事項の整理、追加等を行い、現時点のものとして取りまとめたものであり、各自治体の状況等も考慮して、各保健所において対応して頂く際の参考として下さい。

【目次】

- (1) 石綿（アスベスト）とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 石綿が原因で発症する病気は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するのか？・・・・・・ 2
- (4) 以前アスベストを吸い込んでいた可能性がある場合どこに検査に
いけばよいのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (5) アスベストを吸い込んだかどうかはどのような検査でわかるのか？
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (6) 吸い込んだアスベストは除去できるか？・・・・・・・・・・ 3
- (7) アスベストが原因で発症する疾患に特有の症状はあるか？・・・・・・ 3
- (8) 中皮腫や肺がんの発症を予防するにはどうすればよいか？・・・・・・ 3
- (9) 中皮腫の進行を予防するにはどうすればよいか？・・・・・・ 3
- (10) 健康被害の認定と補償を受けることは可能か？・・・・・・ 3
- (11) 労働者以外の方で中皮腫になった場合に補償等は受けられるのか？
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (12) 私の家族が中皮腫で死亡した。職場でアスベストを取り扱って
いたとは思えない。アスベストとの関係はあるのか？・・・・・・ 4
- (13) 現在、工場の周りに住んでいますが大丈夫か？・・・・・・ 4
- (14) 昔、石綿工場の近くに住んでいたことがあるが大丈夫か？・・・・・・ 4
- (15) 主人が石綿工場で働いていたのですが、家族の健診は
どうすればよいか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (16) 石綿被害は公害として補償すべきではないか？・・・・・・ 5
- (17) 全国的な住民の健康調査を実施すべきでないか？・・・・・・ 5
- (18) 今回のアスベスト問題に関して政府全体としてどのような対応
を考えているのか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

(1) 石綿（アスベスト）とは？

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和 50 年に原則禁止されました。

その後も、安価な工業材料でしたのでスレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで飛散予防等が図られています。

(2) 石綿が原因で発症する病気は？

石綿（アスベスト）の繊維は、肺繊維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られています（WHO 報告）。石綿による健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てきます。例えば、中皮腫は平均 35 年前後という長い潜伏期間の後発病することが多いとされています。仕事を通して石綿を扱っている方、あるいは扱っていた方は、その作業方法にもよりますが、石綿を扱う機会が多いことになりますので、定期的に健康診断を受けることをお勧めします。現に仕事で扱っている方（労働者）の健康診断は、事業主にその実施義務があります。（労働安全衛生法）

石綿を吸うことにより発生する疾病としては次のものがあります。労働基準監督署の認定を受け、業務上疾病とされると、労災保険で治療できます。

①石綿（アスベスト）肺

肺が繊維化してしまう肺繊維症（じん肺）という病気の一つです。肺の繊維化を起こすものとしては石綿のほか、粉じん、薬品等多くの原因があげられますが、石綿の曝露によっておきた肺繊維症を特に石綿肺とよんで区別しています。職業上アスベスト粉塵を 10 年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は 15～20 年といわれております。アスベスト曝露をやめたあとでも進行することもあります。治療法は知られていません。

②肺がん

石綿が肺がんを起こすメカニズムはまだ十分に解明されていませんが、肺細胞に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされています。また、喫煙と深い関係にあることも知られています。アスベスト曝露から肺がん発症までに15～40年の潜伏期間があり、曝露量が多いほど肺がんの発生が多いことが知られています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

③悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜、心臓及び大血管の起始部を覆う心膜等にできる悪性の腫瘍です。(進行が早く、予後が悪い疾患です。)若い時期にアスベストを吸い込んだ方のほうが悪性中皮腫になりやすいことが知られています。潜伏期間は20～50年といわれています。治療法には外科治療、抗がん剤治療、放射線治療などがあります。

④良性石綿胸膜炎

胸膜腔内に滲出液が生じるので、半数近くは自覚症状が無く、症状がある場合は咳、呼吸困難の頻度が高いといわれています。

⑤びまん性胸膜肥厚

呼吸によって肺がふくらむときに便利のように臓側胸膜と壁側胸膜は本来癒着しておりませんが、良性石綿胸膜炎が発症するとそれに引き続き胸膜が癒着して広範囲に硬くなり、肺のふくらみを傷害し呼吸困難をきたします。胸部X線写真上胸膜の肥厚を認めるようになりますが、この状態をびまん性胸膜肥厚といいます。

(3) どの程度の量のアスベストを吸い込んだら発病するのか？

アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められていますが、短期間の低濃度曝露における発がんの危険性については不明な点が多いとされています。現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば、中皮腫になるかということは明らかではありません。

(4) 以前アスベストを吸い込んでいた可能性がある場合どこに検査にいけばよいのか？

アスベストを吸い込んだ可能性のある方で呼吸困難、咳、胸痛などの症

状がある方、その他特にご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関に相談されることをお勧めします。

(5) アスベストを吸い込んだかどうかはどのような検査でわかるのか？

胸部X線写真でアスベストを吸い込んでいた可能性を示唆する所見が見られる場合もありますが、アスベストを吸い込んだ方全てに胸部X線写真の所見があるとは限りません。ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関に相談されることをお勧めします。

(6) 吸い込んだアスベストは除去できるか？

一旦吸い込んだアスベストの一部は異物として痰のなかに混ざり、体外に排出されますが、大量のアスベストを吸い込んだ場合や大きなアスベストは除去されずに肺内に蓄積されます。

(7) アスベストが原因で発症する疾患に特有の症状はあるか？

発病し、さらにある程度進行するまでは無症状のことが多いと言われています。

(8) 中皮腫や肺がんの発症を予防するにはどうすればよいのか？

過去、石綿に曝露したことによる中皮腫や肺がんの発症を予防することについては現在有効な手段は明らかではありませんが、石綿を吸い込んだ方が全て中皮腫を発症するわけではありません。吸い込んだ石綿の量、期間、種類によって異なります。

肺がんについては、石綿曝露と喫煙との組み合わせで肺がんの発症は相乗的に上昇するとの報告があり、禁煙は重要です。

(9) 中皮腫の進行を予防するにはどうすればよいのか？

進行の予防については、現在かかりつけの医師とご相談下さい。

(10) 健康被害の認定と補償を受けることは可能か？

業務上、石綿（アスベスト）を吸入し、それが原因で石綿疾患に罹ったり、亡くなられた場合に、労災として補償給付を受けられる場合があります。勤務先並びに都道府県労働局又は労働基準監督署までご相談下さい。

※ 労働局連絡先

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html>

※ 労働基準監督署連絡先

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

(11) 労働者以外の方で中皮腫になった場合に補償等は受けられるのか？

現在のところ、労働者以外の方で、国が石綿に起因する疾病に対する補償を行う制度はありません。

(12) 私の家族が中皮腫で死亡した。職場でアスベストを取り扱っていたとは思えない。アスベストとの関係はあるのか？

職業歴に石綿又は石綿関連製品を取り扱う事業所等に従事していた可能性がありましたら、都道府県労働局又は労働基準監督署で労災の相談を受け付けています。また、石綿は昭和30年代より輸入が急増し、屋根に使われるスレートのような建材を始めブレーキライニングなど、多くの製品に使用されていたことから、職場で知らずにアスベストを吸っていた可能性もありますので、少しでも思い当たる場合には都道府県労働局又は労働基準監督署にもご相談下さい。

(13) 現在、工場の周りに住んでいますが大丈夫か？

昭和30年代から40年代頃の間、工場の周りに住んでいたことによって、石綿に曝露されていたかどうかはわかりませんが、現在は、作業環境はもとより、工場の敷地境界の濃度の基準の遵守が義務づけられているため、工場周辺の一般大気環境は健康に影響を及ぼしうるものとは考えられません。

(14) 昔、石綿工場の近くに住んでいたことがあるが大丈夫か？

中皮腫は吸い込んだ石綿の量が多いほど発症のリスクが高いと考えられており、労働者など直接石綿又は石綿含有の製品を取り扱う方は大量にかつ長期にわたって吸い込むので、最もリスクが高いと考えられています。

昭和30年代から40年代頃の間、石綿工場の周辺に居住していた住民の中皮腫の発症については、その実態が明らかではありませんが、我が国で職業曝露以外の石綿曝露により、中皮腫が発症した事例の報告は極めてまれです。

今後、情報の収集等を行って、国においても一般住民のリスクについては検討する段階であると聞いております。

(15) 主人が石綿工場で働いていたのですが、家族の健診はどうすればよいのか？

ご心配な方は近隣の労災病院等の専門医療機関に相談されることをお勧めします。また、自治体を実施するがん健診の機会も積極的に利用して、定期的に検査を受診していただくことをお勧めします。

(16) 石綿被害は公害として補償すべきではないか？

石綿による健康被害については、国が情報収集に努めているところです。その状態等を踏まえつつ今後の対応を検討するものと聞いております。

(17) 住民の健康調査を実施すべきでないか？

中皮腫の診断は難しく、どのような健康調査があり得るかも検討が必要です。石綿による健康被害については、国が情報収集に努めているところです。

(18) 今回のアスベスト問題に関して政府全体としてどのような対応を考えているのか？

内閣官房が主宰するアスベスト問題に関する関係省庁会議（構成員：内閣官房、厚生労働省、環境省、経済産業省、国土交通省、文部科学省、総務省）において、別紙の「石綿（アスベスト）問題への対応」を取りまとめ、これに沿って対応を進めていくものと聞いております。